



Conquest 整復ツール

【警告】

- ・本品は、未滅菌品である為、使用前には必ず適切な方法で滅菌してから使用すること。

【禁忌・禁止】

<併用医療機器>

- ・当社の指定する製品以外の医療機器と併用しないこと。

<使用方法>

- ・本品を曲げ、研磨、切削、打刻 (刻印) 等の二次加工をすることは、破損の原因になるので行わないこと。
- ・使用時に必要以上の力 (応力) を加えないこと。 [破損等の原因となる]

【形状・構造及び原理等】

1. 組成、形状又は構造

形状例

骨把持器 (組立図)



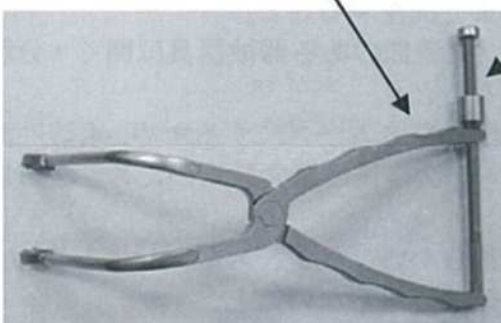
OTG 骨把持器 F



OTG 骨把持器 P



転子部 AP クランプ グリップ部 アジャスター部



中空エレバラスパ -



2. 作動・動作原理

本品を用いて、整復した骨片の保持を可能にする。
本品を用いて、転移した骨片を整復したり、保持を可能にする。
また筋肉や靱帯の剥離にも使用する。

3. 原材料

ステンレス鋼、合成樹脂

【使用目的又は効果】

骨接合手術等の骨手術に用いる手動式の手術器械をいう。
手動式のものに限る。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

1. 使用前

- ・滅菌する前には、必ず洗浄すること。 (「保守・点検に係る事項」の項参照)
- ・本品は未滅菌製品であるため、使用に際しては必ず下記の条件又は各医療機関により検証され、確立された滅菌条件により滅菌すること。

第十六改正日本薬局方 高圧蒸気法

温度	時間
115 ~ 118	30 分間
121 ~ 124	15 分間
126 ~ 129	10 分間

2. 使用方法

大腿骨近位部骨折 (大腿骨頸部骨折、大腿骨転子部骨折、大腿骨頸基部骨折) の骨接合術の際に用い、手動で使用する。
下記は一般的な使用方法である。

骨把持器

- 1) OTG 骨把持器 P のハンドルを回して、OTG 骨把持器 F の先端と OTG 骨把持器 P の先端の間隔を十分に広げます。
- 2) OTG 骨把持器 F 先端を創内に挿入し、固定したい骨片の周辺軟部組織に注意して骨片を掛けます。 [周辺の重要な軟部組織を損傷する可能性がある]
- 3) 骨片を整復し OTG 骨把持器 P のハンドルを回して骨片同士を固定、保持します。固定に際しては、骨質を考慮した適度な固定とする必要があります。 [骨質に対する過度な圧迫力をかけると、新たな骨折を引き起こす可能性がある]



- 4) 必要に応じて、OTG 骨把持器 P の中心穴から K-ワイヤー (太さ φ2.4 mm 以内、長さ 300 mm 以上) を使用して骨片を仮固定することができます。仮固定の際にはイメージインテンシファイアを用いて、K-ワイヤー先端が骨片を貫き、周囲軟部組織を損傷しないように注意が必要です。 [周辺の重要な軟部組織を損傷する可能性がある]
 - 5) 取り外す際には、先に OTG 骨把持器 P の固定を解除してから、骨把持器 F を周辺軟部組織に注意して創内から外します。 [周辺の重要な軟部組織を損傷する可能性がある]
- (記号のついた製品は、併用医療機器 K - ワイヤーである。また本品には含まれない)

転子部 AP クランプ

- 1) 大腿骨転子部の骨折に対して前後方向から先端（リング部分）が十分骨に接触していることを確認し、前後方向に転移した骨片同士を挟んで固定する。
- 2) 骨片間を挟み込んだ状態を保持する為に、アジャスター部をグリップ部に設置し、骨質を考慮した適度な力で固定ボルトを回し骨片間を固定する。固定の際には必ずイメージテンションファイアを用いて先端部と骨片の状態を確認すること。
- 3) 取り外す際にはグリップ部を軽く握った状態で、固定する際に設置したアジャスター部の固定ボルトを外し、骨片間を挟み込んだ状態を解除した後、創内から本器具を取り外す。

中空エレバースパー

- 1) 大腿骨近位骨片と遠位骨片の徒手の整復が困難な場合に、観血的な整復が必要な際の補助器具として使用する。
- 2) 主骨片間に中空エレバースパーの先端を挿入し、理想の整復位になるよう整復操作を行う。
- 3) 理想的な整復が出来れば、尾端から K-ワイヤー（φ2.4 mm以内、長さ 300 mm以上）を挿入して仮固定を行い整復位を保持する。K-ワイヤーを用いる際には必ずイメージテンションファイアを用いて先端部の位置を確認すること。
（記号のついた製品は、併用医療機器 K-ワイヤーである。また本品には含まれない）
- 4) 牽引や上記操作方法で整復ができない場合には、中空エレバースパーを用いて、腸骨大腿靭帯を大腿骨付着部から剥離することも出来る。[内側～前方には血管が存在するので十分に注意してこれら操作を行う必要がある]

3. 使用方法に関連する使用上の注意

- 1) 使用者は、術前に用意された本品に汚れ、腐食、損傷、欠け傷、かき傷、機能等の異常がないことを確認すること。
- 2) 該当する手術手技書及びインプラントの添付文書を必ず熟読し、記載されているすべての警告、注意、指示を遵守して使用すること。
- 3) 手術に必要な器械器具がすべて揃っていることを確認すること。
- 4) 本品は丁寧に扱い、損傷を与えないこと。
- 5) インプラントと器械器具の組み合わせを再確認すること。[正確な位置及び確実な固定を得るために必要となる]
- 6) 術中に整復する際に、治療部以外が損傷を受ける原因になるような過度な力をかけないようにすること。
- 7) 臓器、神経、血管の近くで本品を使用する時は、特に注意をすること。
- 8) 術前・術中及び術後常に中空部分及び機械溝部の清浄さを確認し、組織等が詰まらないように洗浄すること。[骨屑等が堆積し、ガイドピン等が抜けなくなることがある]

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 使用者は本品の使用方法を熟知し、十分なトレーニングを行った上で使用すること。本書に記載されているすべての警告、注意、指示を遵守して使用すること。
- 2) 本品を変形したり加工したりしないこと。
- 3) 術前に、手術手順及び制限に関して十分に理解しておくこと。
- 4) 本品の使用前に必ず洗浄、滅菌を行い使用すること。特に複雑な構造を有する部品については、隙間部、嵌合部を血液溶解剤等、超音波洗浄装置等を用いて血液塊等異物を十分に除去、洗浄し、滅菌すること。[隙間部、嵌合部は血液塊等の異物が除去しきれないおそれがある]
- 5) 本品原材料は体内埋植を目的としたものではない。合併症が起こる可能性を避ける為、器械器具が破損した場合、破片が体内に残らないようにすること。

- 6) 接続可能な器械器具は術前に着脱確認を行うこと。
- 7) 異常に気づいたときは、直ちに使用を中止し、必要な処置を行うこと。
- 8) 本品がクロイツフェルト・ヤコブ病患者への使用及びその汚染が疑われる場合、廃棄処分すること。
- 9) ハンマー等での打撃を行わないこと。
- 10) 使用後は、本品に付着した血液、体液、組織片及び薬品等が乾燥する前に直ちに洗浄を行うこと。〔「保守・点検に係る事項」の項参照〕[部品が腐食する恐れがある]

2. 相互作用（他の医薬品・医療機器等との併用に関すること）併用禁忌（併用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
「K-ワイヤー（φ2.4 mm以内、長さ 300 mm以上）、製造販売業者の指定するインプラント製品及び手術器械」以外のインプラント製品及び手術器械	手術器械が正常に動作しないおそれがある	手術器械及びインプラントの破損

3. 不具合・有害事象

不適切な管理、洗浄、取扱いによって、目的とする用途に適さなくなったり、腐食、分解、歪み及び破損が生じ、患者又は手術従事者のけがの原因になる可能性がある。

【重大な不具合】

- 1) 器械器具の使用における過負荷が原因により起こる器械器具の屈曲、破断による損傷

【重大な有害事象】

- 1) 器械器具の不適切な使用又は破損による神経学的合併症、麻痺、手術による疼痛や軟部組織、内臓又は関節の損傷
- 2) 本品の適切な洗浄、滅菌を怠ったために起きる感染症
- 3) 手術による神経組織の損傷、血管の圧迫、周辺臓器の損傷
- 4) 手術従事者の皮膚の裂傷や損傷及びグローブの破れ
- 5) 本品の術中の分解または破損により起こりうる患者や手術従事者の損傷又は手術時間の延長及び再手術
- 6) 骨の亀裂、骨折、穿孔
- 7) 偽関節・遷延癒合・骨癒合不全
- 8) 本品の折損による体内遺残
- 9) インプラントの破損、折損、ルーズニング

【その他の不具合】

- 1) 不適な管理、洗浄を原因とする器械器具の腐食

【その他の有害事象】

- 1) 金属アレルギー
- 2) その他の合併症、感染症

上記の項目が不具合・有害事象の全てではない。これらの有害事象の治療のため再手術が必要な場合もある。

4. 高齢者への適用

高齢者は、骨粗鬆化している場合が多く、術中に過度の力を加えることにより骨折やインプラント固定部に弛緩等が起きる可能性があるため慎重に使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法：高温、多湿、直射日光をさけ常温で保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 本品使用前に、傷、割れ、有害なまくれ、さび、ひび割れ、接合不良等の不具合がないか、検査を実施すること。[本品は金属であるため、度重なる使用による金属疲労や摩耗により、破損及び機能低下が起こる恐れがある]
- 2) 器械器具の組み立てには専用の器械器具を使用し確実にネジ止め、締め付けをし、器械器具の損傷、緩み等の無いよう注意

取扱説明書を必ず参照して下さい

すること。

- 3) 本品使用前に必ず使用方法等の欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行うこと。
- 4) 本品使用後は、洗浄、すすぎ等の汚染除去を行った後、血液等異物が付着していないことを確認し、使用方法等の欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行い保管すること。
- 5) しばらく使用しなかった器械器具を再使用する時には、使用前に必ず器械器具が正常かつ安全に作動することを確認すること。

洗浄について

- 1) 汚染除去に使用する洗剤は、必ず医療用洗剤等、当該汚染に適したものを使用すること。
- 2) 強アルカリ / 強酸性洗剤・消毒剤は器械器具を腐食させるおそれがあるため使用しないこと。
- 3) 洗浄及び滅菌に使用する水は出来るだけ蒸留水・脱イオン水を使用すること。
- 4) 洗浄装置（超音波洗浄装置を含む）を使用する場合は、鋭利な器械器具同士が接触して損傷しないよう注意すること。
- 5) 超音波洗浄装置を使用する場合は装置の取扱説明書に従って器械器具の隙間、嵌合部に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。
- 6) 合わせ部、交差部のある器械器具は開く・分解するなどして洗浄すること。
- 7) 可動部の動きをスムーズにするため、水溶性潤滑剤の使用が望ましい。洗浄後は腐食防止のため、直ちに乾燥すること。
- 8) 洗浄には柔らかいブラシ、スポンジ等を使い、磨き粉、金属ブラシ等を使用しないこと。
- 9) 中空部の器械器具の洗浄では、棒状の器械器具で内部の組織・残屑を除去してから洗浄すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

（製造販売業者）

株式会社 日本エム・ディ・エム

電話番号 03-3341-6545（代表）